

## 令和5年度事業計画

司法書士制度は150年を迎えた。先人たちの不断の努力によってえた実績と信頼により業務の形を進化拡大させながら現在の我々に受け継いでいる。司法書士法第1条使命規定は「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と宣言する。我々も社会の変化と時代の要請に応えよりよい社会を実現する一端を担う覚悟を持って邁進したい。

民法改正等により相続登記が義務化される。施行前に開始した相続にも義務化は適用されるため、市民への周知が必要であるとともに受け入れ体制整備が必要である。広報啓発活動と相談体制の整備には特に法務局や土地家屋調査士会との連携に力を入れて展開していく。

総合相談センター・相続遺言相談センターはコロナ禍において電話相談で対応してきたが、その相談件数は3年で2倍弱の伸びを示している。ポストコロナを見据え運営体制の見直しやWeb予約システムの導入などを検討していく。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年が経過し、相談件数の減少傾向も見られるが、復興に取り残される社会的弱者、原子力損害の賠償から漏れている被災者への情報提供や相談事業は、ふたば災害復興支援事務所を拠点に引き続き行っていく。

社会環境の変化は待たなしで進んでいく。法改正や機器の進化も相まって司法書士を取り巻く状況が変化していき、立ち止まることは後退を意味する。研修研鑽は司法書士の生命線ともいえる。当会独自の研修に加え、研修ポータル等により質量ともに分厚い研修が提供されている。研修受講の促進に取り組んでいく。

本会の歩みと社会情勢の変化とを有機的に記録化する「福島県司法書士会史」編纂作業は名誉会長を中心に執筆活動を進める。

事務局体制が一新されて1年が経過した。この間、新しい事務局員は役員等のレクチャーを受けながら多くの事務作業をマスターし、安定した事務局体制に向けて一步ずつ歩んでいる。

このように会務の基盤である総務部・経理部・事務局体制の全てを見直して事務作業の近代化・効率化を図り、更なる改善に力を注ぎたい。また会務全体について足下から見直す視点を持って再構築していきたい。